

福祉用具分野における認証審査時に現に製造された製品の取扱いについて

平成20年5月27日

福祉用具分野の下記1.のJISについては、製造実態に鑑み下記2.及び3.のとおり取り扱うことができる。

記

1. 対象JIS

- (1) JIS T9201 手動車いす
- (2) JIS T9203 電動車いす
- (3) JIS T9254 在宅用電動介護用ベッド

2. 認証依頼者の検査場又は製品倉庫にある場合

次の～の条件を満足すれば、日本工業規格への適合性の認証に関する省令（以下「令」という。）第12条のただし書きに基づく認証（以下「ロット/バッチ認証」という。）の令第11条の製品試験を行ったものとみなすことができる。

上記1.(1)～(3)の各分野別認証指針の2.～4.の審査の結果、該当JISに不適合となるような重大な欠陥がないこと。

当該製品の品質及び検査に関する記録が特定できること。

製品に製造番号等が表示され、製造ロットが確認できること。

3. 登録認証機関は、上記2.の認証を行った場合は、ロット/バッチ認証に基づき、令第14条の認証に係る公表の基準、令第18条の認証契約の内容に係る基準等令及びJIS Q1001で定める必要な事項を行わなければならない。